

専決処分の承認について

愛媛県教育委員会教育長専決規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第8号）第2条第2項の規定により次のとおり専決処分したので、同規則第4条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月4日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡 哲也

○教職員の報賞について

愛媛県教職員報賞規程（昭和34年2月愛媛県教育委員会告示第2号）第4条の規定により、次の者を報賞する。

氏 名	報 賞 年 月 日
二 神 美 智 子	令和7年5月31日

(参 考)

学 校 名 愛媛県立東温高等学校

職 氏 名 教諭 二神 美智子

勤 続 年 数 26年 2 月

退 職 年 月 日 令和 7 年 5 月 31 日

(参 考)

愛媛県教職員報賞規程

(昭和 34 年 2 月 27 日教育委員会告示第 2 号)

第 1 条 この規程は、愛媛県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）、愛媛県教育委員会の所管に属する教育機関（以下「教育機関」という。）並びに愛媛県内の公立小学校、中学校及び義務教育学校に、常時勤務する教職員で、次の各号の一に該当するものが、退職（死亡退職を含む。）する場合に、教育委員会が、報賞することを目的とする。

- (1) 満 30 年以上勤続し、勤務成績良好なもの
- (2) 特に本県における教育に貢献したもの

第 2 条 報賞は、感謝状を贈呈して行う。

第 3 条 事務局の課長若しくは所長又は教育機関の長は、その所属に属する教職員で第 1 条に規定するものと認めるときは、別記様式により、教育長に内申するものとする。

第 4 条 報賞を受ける者は、教育長が選考推薦し、教育委員会が、これを決定する。

第 5 条 この規程に定めるものの他必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

愛媛県教職員報賞規程運用方針

愛媛県教職員報賞規程の運用については、次の方針により行う。

1 満 30 年以上勤続とは

- (1) 愛媛県教育委員会事務局、愛媛県教育委員会の所管に属する教育機関及び愛媛県内の公立小・中学校に勤続することをいう。
- (2) 満年数は採用発令月及び退職発令月を含む計算による。
- (3) 教育委員会事務局及び国・公立学校の勤続年数は通算する。
ただし、本県事務局、公立学校及び附属学校園における勤続年数が 15 年以上であること。

2 特に貢献したものとは

- (1) 25 年以上勤続したもののうち、特に優秀な成績であって、学校経営、児童生徒の指導教授法の改善、学術の研究改善、その他教育に関する事項に特に功績のあったもの。
- (2) 20 年以上勤続して在職中死亡したもののうち、特に成績良好なもの。
- (3) その他特に報賞するにたるものと認められるもの。（殉職等の場合に適用）